経済労働委員会記録 <第1号>

令和元年第6回沖縄県議会(11月定例会)

令和元年12月5日(木曜日)

沖 縄 県 議 会

経済労働委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和元年12月5日 木曜日

開会 午後3時40分 散 会 午後4時22分

場 所

第1委員会室

題 議

商・鉱・工業について (沖縄県泡盛の文化の振興に関する条例(素案)につ 1 いて)

2 参考人招致について

出 席 委 員

委 員 長 瑞慶覧 功君 副委員長 瀬 長 美佐雄 君 大 浜 一 郎 君 委 員 委 員 西 銘 啓史郎 君 山川典二君 委 員 大 君 委 員 島袋 委 員 大 城 一 馬 君 委 新里米吉君 員

親川 委 員 敬君 委 員 嘉 陽 宗 儀 君 勉

員 金 城

委

君

委員 大城憲幸君

委員外議員 なし

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項商・鉱・工業についてに係る沖縄県泡盛の文化の 振興に関する条例(素案)について及び参考人招致についてを一括して議題と いたします。

初めに、沖縄県泡盛の文化の振興に関する条例(素案)についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、泡盛条例検討会委員の大城一馬委員、山川典二委員、瀬長 美佐雄委員及び大城憲幸委員が説明席へ移動、着席した。)

〇瑞慶覧功委員長 再開いたします。

ただいまの議題について、泡盛条例検討会委員からこれまで検討してきた条 例素案について御説明をお願いします。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 こういう状況は初めてでございますから、お手やわらかにお願いいたします。

陳情平成30年第59号琉球泡盛乾杯条例制定に関する陳情及び陳情令和元年第85号「琉球泡盛で乾杯を推進する条例」の制定に関する陳情についてを踏まえ、経済労働委員会の委員の中から代表して、山川典二委員、瀬長美佐雄委員、大城憲幸委員、私の4名で条例の検討会としてこれまで4回にわたり条例素案について慎重に検討してまいりました。検討会での検討結果を踏まえつつ、条例素案の概要について御説明を申し上げます。

説明は4名の委員で担当しますので、よろしくお願いします。

初めに、条例の前文、第1条、目的についてですが、これは条例全体の構造 にかかわる最も重要なことなので、さまざまな観点から慎重に検討を行いまし た。

まず、他県にも例がありますように、酒造業の活性化を目的とした、いわゆ

る乾杯条例とすることについては、執行部が本年5月時点で条例を制定している11県に対し、条例制定後のお酒の出荷量の変化についてヒアリングをしたところ、回答としては増加が1県、横ばいが4県、減少が4県、その他が2県であったとのことでした。これは乾杯条例を制定したとしても、出荷量増加の効果が生じにくいことを示しているものと考えられます。そしてその効果が生じにくい要因として考えられるのが、乾杯をするか否か、またどの飲み物で乾杯するかは極めて個人的な事柄であること、さらに、お酒についてはアルコール依存症や未成年者の飲酒を初めとするさまざまなアルコール健康障害や、飲酒運転などの問題があることなどから、条例で乾杯の推進について規定することにそもそも問題が生じていることが考えられます。

そしてこのような問題を踏まえて、他県の多くの条例では、乾杯の推進を規定する一方で、乾杯については個人の意思を尊重することや、アルコール健康障害に配慮することの規定を置いており、乾杯の推進について実効性を持たしているわけではありません。結局、県産酒で乾杯したい人は県産酒で乾杯してほしいといった内容にとどまるわけです。乾杯を推進すること自体に問題を抱えている以上、条例を制定したとしても、実際上効果のある形で乾杯を推進する施策を行うことは困難だと考えられます。このようなことから検討会では陳情者の趣旨を酌み取り、乾杯条例を制定することではなく、泡盛を盛り上げるための実際上の効果のある条例を制定することに主眼を置いて、条例の目的について検討してまいりました。

そこで着目したのが、本年の5月に琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な琉球料理と泡盛、そして芸能というストーリーが文化庁の日本遺産に認定されたことです。そのストーリーでも泡盛の歴史や伝統について説明されているように、泡盛の文化は我が県を代表する貴重な文化であると考えております。

一方で、泡盛の歴史や伝統といった文化面については、これまでそれに特化した施策が行われてきていないことから、このようなタイミングで泡盛の文化を振興する条例を制定することが、泡盛の価値を高め、泡盛を盛り上げる上で効果的だと考えました。また、目的については条例の対象とするお酒の種類とも関係があります。仮に乾杯を推進することにより、酒造業の活性化を図ることを目的とした場合には、泡盛に特化せずに県内製造のビールやぽてちゅう、ラム酒などを含めた全ての県産酒を対象にした乾杯条例とするのが理屈の上では自然だと思います。乾杯はどのお酒でも行うことができ、また酒造業の活性化も一般論としては、どのお酒の酒造業にもその必要があるためです。実際、他県の条例で題名に乾杯の文言が入っているのは鹿児島県と滋賀県を除く10県の条例であり、そのうち9県の条例では、特定の酒類に限定せず、県内製造の

酒類といったように、お酒の範囲を広く捉えています。

検討会の4名の委員は、条例の対象とするお酒の種類を泡盛に限定するという点では、当初から一致しておりました。県産酒の中でも泡盛特有の長い歴史 や伝統という側面を捉え、泡盛の文化の振興を目的とすることは、このような 意味においても整合的なものと考えております。

以上のさまざまな観点から条例の目的は、泡盛の文化の振興を図ることといたしました。また、泡盛の文化の振興とした場合に、泡盛の文化の定義が問題となりますが、泡盛の文化にはさまざまなものがあると考えることから、定義は置かないこととし、ただし、前文において泡盛にかかわる県民の精神及び風俗慣習、泡盛の特有の製造方法、熟成方法、酒器を例示として挙げ、その大枠を示すよう努めました。条例素案の題名、前文及び第1条は、以上のことを示したものとなっております。また、これから説明する第2条以降の条文も泡盛の文化の振興を図る目的のもとに位置づけられるものでございます。

それでは各委員から説明させますけども、まず第2条から第6条までについては山川典二委員から説明してもらいます。

〇山川典二委員 ただいま大城一馬委員からは第1条の目的の部分を説明していただきましたが、私のほうは第2条の基本理念、第3条県の責務、第4条一次のページですが、県民の役割、第5条事業者等の役割、第6条研究機関の役割、全体で12条ありますが、そのうち2条から6条までを説明させていただきます。

条例(素案)の第2条は今5ページです。基本理念として泡盛の文化が、県 民共通の財産として将来にわたり継承されるよう考慮されなければならないこ となど、この条例の基本原理を示しております。

次に第3条県の責務。条例素案の第3条は県の責務として泡盛の文化の振興に関する施策を策定、実施すること。そしてこの施策の策定、実施を適切、効果的に行うために県内部の連携の強化を図るとともに、県民、事業者等、研究機関やそれ以外の関係機関との連携、協力体制の整備に努めることとしております。県内部の連携の強化を図ることの趣旨としましては、この条例に基づき泡盛の文化の振興に関する施策を行う機関と、その施策の際にあわせてアルコール問題への対応に関する取り組みを行う機関が、県の複数の機関にわたることから、その連携の強化を図るよう規定したものです。また、県民等との連携については、泡盛の文化が県民を初めとする関係者との協働でつくられるものであると考えられるため、これらの者と連携して、泡盛の文化の振興に関する施策の策定・実施が行われる必要があるためです。特に、泡盛の文化に精通し

た県民、専門家の協力を得ることも、泡盛の文化の振興を図るために必要であると考えられます。

次に第4条県民の役割、第5条事業者等の役割、第6条研究機関の役割について、説明をいたします。

条例(素案)第4条は県民の役割を示すものです。泡盛の文化は県民共通の財産として、将来にわたり継承されるべきものと考えていますので、県民は泡盛の文化に関心と理解を深めるようお願いしたいと考えております。また先ほど大城一馬委員から泡盛の文化にはさまざまなものが含まれるとの説明がありましたが、その中には当然泡盛を飲む文化も含まれているため、泡盛の文化に関する理解を深める方法としては、泡盛を飲んでその歴史や伝統に思いをはせていただくといった方法もございます。ただし、第4条の後半に規定されているように、当然ながら未成年者の飲酒など健康障害や飲酒運転にはくれぐれも気をつけるようにお願いしたいと考えております。

それから第5条及び第6条は、泡盛の文化に関係する事業者等及び研究機関のそれぞれの役割について規定するものです。

私からは以上であります。

〇大城一馬委員 続いて第7条から第10条までについては、瀬長美佐雄委員から説明してもらいます。

○瀬長美佐雄委員 引き続き7条から10条まで説明させていただきます。まず第7条推進体制の整備、第8条財政上の措置。条例第7条は推進体制の整備について、第8条は財政上の措置について規定するものです。条例の第9条から11条は、いわゆる基本的施策として条例制定後、県が行うこととなる施策の基本となるものについて規定しています。

第9条調査研究及び普及啓発等について。第9条は泡盛の文化的価値を掘り起こして整理するための調査研究やその成果等を活用した県民等への普及啓発について規定するものです。泡盛には約600年という長い歴史があります。その歴史の過程で県民の知的好奇心を刺激するような興味深い事柄がたくさん残されているはずです。そのような泡盛の価値を掘り起こし、県民の関心を集めて理解を深めるような形で普及啓発してほしいというのが、我々が本条に託している思いです。

第10条事業者等に対する支援等。第10条は泡盛を製造する事業者等が、泡盛の文化の重要な担い手であることに鑑み、これらの者を支援し、及びこれらの者の活動に協力することについての規定です。このような県の取り組みは産業

支援の観点から、既に一定程度行われているものと承知しておりますが、泡盛の文化の振興という観点においては、特に泡盛の製造業は大変重要な存在です。 このようなことから、既に行われている県の取り組みをさらに後押しするのが 本条の趣旨であります。

私からは以上です。

〇大城一馬委員 続いて、第11条及び第12条並びに補足については大城憲幸委員から説明してもらいます。

○大城憲幸委員 第11条研究機関の研究の推進等についてです。第11条は大学、その他の研究機関が行う泡盛に関する研究の推進についての規定です。泡盛の文化面や技術面における研究は泡盛の文化を継承し、また発展する上で非常に有意義だと考えられるため研究の推進等についても規定したものです。なお、技術面における研究について少し説明いたしますと、泡盛の文化は約600年という長い歴史の中で築かれてきた文化ですので、歴史や伝統といったことに重点が置かれることは当然ですが、文化は発展しながら継承していくものだと考えられますので、例えば泡盛の製造や熟成の技術についても伝統的な方法を大切にしながら、よりおいしい泡盛をつくる試みを行うことも、泡盛の文化を発展、継承させる上で重要なことだと考えております。

第12条取り組み状況の公表。第12条は知事が毎年、泡盛の文化の振興に関する施策の取り組み状況を公表するものとする規定です。泡盛の文化の振興に関する施策を県民に対して見える化するとともに、議会としても条例を制定するだけでなく、制定後も県の施策を見守っていくという姿勢を示す趣旨です。

附則の1つ目は施行期日についてです。そして2つ目は検討についてです。 検討については知事も議会も制定後3年をめどに検討を行い、必要と認められる場合には条例の改正などの必要な措置を講ずることとしています。

条例素案についての説明は以上です。

○瑞慶覧功委員長 検討委員会からの説明は終わりました。

これより、沖縄県泡盛の文化の振興に関する条例素案について、各委員より御意見を伺いたいと思います。

意見はありませんか。

新里米吉委員。

〇新里米吉委員 ちょっと質問しても困ったなと思うんだけども、あの琉大で

はこの発酵なんかのあれで、研究者たちが農学部などを中心におるかと思うのですが、大学一琉大以外で何かそういう研究をしてるというのは聞いたことあるんですか。誰か知ってる人いますか。今はっと思ったんですけど。

- **〇大城憲幸委員** 話ではね、高専とかそういうところで。
- **〇大城一馬委員** 今、高専の話というかありますけども、これ正確に、まだそういう把握はしておりません。事務方もそうです、含めて。
- **〇新里米吉委員** 例えばね、泡盛業界の中でこういう研究をしているとか、何かそういうのがあるかどうかを含めて、業界、そこまで沖縄の泡盛業界の力があるかどうかなんですが、それは。
- ○大城一馬委員 ただいまの新里委員の質疑についてはですね、実はこの後に 参考人招致、酒造組合—陳情者ですね。これどうするかという検討事項もあり ますので、それが参考人招致が可決されれば、その場で聞いてもらいたいと思います。
- ○新里米吉委員 そうします。
- ○瑞慶覧功委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

〇瑞慶覧功委員長 意見なしと認めます。

以上で、沖縄県泡盛の文化の振興に関する条例素案についての意見聴取を終 結いたします。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 実はですね、検討委員会の中でもいろんな意見が出ました。 そしてまた、事務局の法制担当ですか、とのいろんなやりとりもやってですね、 やりました。そこで、やっぱりあの陳情者の意向というんですか、趣旨という のが乾杯条例なんですね。それでいろいろと担当部署とも、執行部の担当部署 とも協議しながら、ただいまの案に、素案に落ちついているわけですね。です から委員の中でも、やっぱりこれは意向は反映すべきじゃないかと意見もあり ましたけれども、議論しながらやっぱりここは乾杯というのは入れんでおきましょうと。入れることにはならないだろうという結論に達しております。

そこで、これからの流れですけれども、まずは幾ら素案を経労委員会の中で 了解したといっても、やっぱり陳情者の意向を聞くべきじゃないかということ で参考人招致でどうかということを投げてありますが、事務局、その点の段取 りはどうなってますか。

○瑞慶覧功委員長 次に、参考人招致についてを議題といたします。

沖縄県泡盛の文化の振興に関する条例についての審査のため、本委員会に参考人として出席を求め、意見を聴取するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、参考人として陳情者の 出席を求め意見を聞くことで意見の一致を見た。)

〇瑞慶覧功委員長 再開いたします。

本委員会に沖縄県酒造組合会長ほか陳情者を参考人として出席を求め、意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 以上で、参考人招致についての協議を終結いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、万国津梁会議費に係る参考人招致については鈴木氏及び徳森氏から出席できないとの回答があったため、意見を聴取することができない状況となっていることを改めて報告をしたところ、島袋委員から今定例会の一般質問及び委員会審査等での状況を見ながら再度参考人招致の要求を考えているので配慮願いたいとの意見があった。)

〇瑞慶覧功委員長 再開いたします。

万国津梁会議費に係る参考人招致についての取り扱いについては、休憩中に御協議したとおり一とおりというか、今後の、継続していくということ……、 (「状況を見ながらということでしょう」と呼ぶ者あり)継続して状況を見ながら求めていくということに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定していた議題は全て終了いたしました。

次回は、12月11日 水曜日 本会議終了後に委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 瑞慶覧 功